

アドベンチャートラベルに対応したガイド制度調査報告事業
(北海道 AT ガイド認証制度検討事業) 委託業務企画提案指示書

1 目的

欧米の富裕層を中心に需要があり、アクティビティ、自然及び異文化体験で構成されるアドベンチャートラベル(AT)は、世界全体で70兆円を超える市場を有すると言われている。道としては、令和3年(2021年)9月に開催される「アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道/日本」を契機に、ATが本道を代表するツーリズムとなるよう取り組んでいるところである。

ATにおいては、アウトドアアクティビティのみならず、様々な顧客ニーズに対応した魅力的なツアーを実施できるハイレベルなガイドの育成が必要であるため、本事業においては、様々な能力を要求されるアドベンチャートラベルに対応したガイドを育成するための制度について検討及び報告書を作成することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) アウトドア関係事業者に対するヒアリング

アドベンチャートラベルに対応したガイド制度を検討する際に必要と想定される質問項目を設定し、北海道アウトドア資格を有するガイドを含む、道内のアウトドア関係事業者(50人程度)に対して、ヒアリングを行うこと。

(2) アドベンチャートラベルに対応するガイドに関する調査検討

今年度、北海道観光審議会に設置予定の「アドベンチャートラベル部会(仮称)」において議論する際の参考とするため、アドベンチャートラベルに対応するガイドに求められる技術や能力等について調査を行うこと。

(3) 調査報告

上記(1)及び(2)の内容及び「アドベンチャートラベル部会(仮称)」の議論を踏まえて、次のとおり調査報告書を作成すること。

- ① 中間報告書及び概要版 各20部(期限:令和4年1月中旬)
- ② 最終報告書及び概要版 各20部(期限:契約期間最終日まで)

(4) 電子データ

上記(3)の各報告書の電子データをCD等の記録媒体に保存して納品すること。

3 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- ② 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ⑤ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 本店及び事業所が所在する都道府県の税
 - イ 消費税及び地方消費税
- ⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ⑧ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

4 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

業務を遂行するに当たっての十分な実績を有し、観光産業の事業者や関係団体とスムーズな連携・協力体制や、適切な業務処理体制が確保されているか等、全体的な業務遂行能力があること。

(2) 企画提案の適合性

① 北海道アウトドア資格制度について十分に理解した内容であること。

② アドベンチャートラベルに対応したガイド制度を検討する際に必要と想定される質問項目となっていること。また、ヒアリング対象者の選定やスケジュールは十分に検討されたものであること。

③ アドベンチャートラベルや北海道アウトドア資格制度について十分に理解した内容となっていること。また、部会での議論の参考として十分な調査体制が構築されていること。

(3) 道施策との適合性

① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における 4 つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

② 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における 4 つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

5 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定する。

(2) 道は受託者に対して必要な資料等を可能な範囲で提供する。

6 予算上限額

2, 675 千円（消費税及び地方消費税額含む）

7 委託期間

委託契約の日から令和 4 年（2022 年）3 月 11 日（金）まで。

8 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

① 提出書類

ア 道内に本社又は事業所を有していることがわかる資料（登記事項証明書等（写し可）

イ 税を滞納している者でないことがわかる証明書

ウ 道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

エ コンソーシアムにあっては、協定書の写し

オ 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第 20 号様式））

・健康保険法第 48 条の規定による届出

・厚生年金保険法第 27 条の規定による届出

・雇用保険法第 7 条の規定による届出

② 提出部数

1 部

③ 提出期限

令和 3 年 7 月 21 日（水）午後 5 時 00 分（必着）

④ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部観光局観光振興課 担当：渡辺（崇）
電話 011-206-6944

- ⑤ 提出方法
持参又は郵送（必着、郵送は簡易書留に限る）

（2）企画提案書の提出

① 提出書類

- ア 企画提案書は別添の様式に基づき、A4版タテの企画で作成し、提出すること。
イ 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。
ウ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当している場合、その認定内容が分かる書類。また、あわせて同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得している場合、認証状況の分かる書類。

② 提出部数

6部（1部は提案者名を記載したもの、残り5部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

③ 提出期限

令和3年7月30日（金）午後5時00分（必着）

④ 提出場所

（1）の④に同じ

⑤ 提出方法

持参又は郵送（必着、郵送は簡易書留に限る）

9 その他

- （1）参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
（2）企画提案の採否については、文書で通知する。
（3）参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに8の（1）④の担当者に連絡すること。
（4）本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
（5）手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
（6）契約書作成の要否
要
（7）契約保証金の納付
要（但し、免除規定あり）
（8）関連情報を収集するための窓口
8の（1）④に同じ。
（9）プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。
ただし、提出者が5名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
（10）審査結果及び特定者名
公表する。